

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び顧問をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、本会職員を兼務している役員に対し、本会給与規程に基づき給与を支給する場合は、当該職員に対し役員報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、役員であることに対する報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表の通り報酬等を支給する。ただし、法人業務に係る交通費の実費が別表の報酬等の額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表の報酬等の支給は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、金沢市の再雇用職員の報酬基準に準ずる額
 - (2) 通勤手当については、本会職員給与規程第16条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、支払日が土曜、日曜、国民の祝日、国民の休日のいずれかにあたるときは、繰り上げて前日もしくは前々日に支払う。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表 役員等の報酬等

区分	顧問	理事（非常勤）	評議員	監事
月毎に支給する報酬	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない
会議等に出席した場合の1日当たりの旅費	交通費及び日当として3,000円支給する （行政関係職員除く）	交通費及び日当として3,000円支給する （行政関係職員除く）	交通費及び日当として3,000円支給する （行政関係職員除く）	交通費及び日当として3,000円支給する （行政関係職員除く）